# ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令 （平成十二年政令第四百六十七号）

#### 第一条（行政手続法を準用する場合の読替え）

ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「法」という。）第五条第四項の規定による行政手続法（平成五年法律第八十八号）の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

#### 第二条（方面公安委員会への権限の委任）

法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。

#### 第三条（方面本部長への権限の委任）

法の規定により道警察本部長の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面本部長が行う。

# 附　則

##### １

この政令は、法の施行の日（平成十二年十一月二十四日）から施行する。

# 附則（平成二八年三月二四日政令第七二号）

##### １

この政令は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

##### ２

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条第七項の規定による命令又は国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第八条第五項の規定による指定（以下「命令等」という。）についての不服申立てであって、この政令の施行前にされた命令等に係るものについては、なお従前の例による。

# 附則（平成二九年五月二六日政令第一五〇号）

##### １

この政令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二号。以下「改正法」という。）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

##### ２

改正法附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされた改正法第二条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律第六条第五項の規定による意見の聴取については、この政令による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律施行令第一条の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。  
この場合において、同条の表以外の部分中「ストーカー行為等の規制等に関する法律」とあるのは「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二号）附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされた同法第二条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律」と、同表第十五条第一項の項中「ストーカー行為等の規制等に関する法律」とあるのは「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律」と、同表第二十六条の項中「法」とあるのは「改正法附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされた法」とする。